

見 積 書

見積金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和 6 年度日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」魅力発信業務委託に係る見積金

上記のとおり見積もります。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌の浦日本遺産活用推進協議会会長 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。
- 5 見積書添付資料あり案件の見積を行う場合は、別途内訳書を添付すること。